



## 「杉並区サイバーセキュリティに関する協定」を締結

7月27日、杉並区と東京商工会議所杉並支部、区内3警察署は、「杉並区サイバーセキュリティに関する協定」を締結しました。この協定は、杉並区内の中小企業の事業者におけるサイバーセキュリティ意識の向上及びサイバー犯罪による被害の防止が目的です。

近年、サイバー攻撃による情報流出やインターネットバンキング不正送金事案の増加など、サイバー犯罪の脅威が深刻化しています。

また、平成29年のサイバー犯罪の検挙件数は全国で9,014件、相談件数は13万件を超えるなど、いずれも増加傾向にあり、大企業と比較すると対策が遅れている傾向にある中小企業に対して、十分なサイバーセキュリティ対策を講じることが急務とされています。

こうしたことを背景に、中小企業事業者に対してサイバーセキュリティ意識の向上及びサイバー犯罪の被害防止を図るため、杉並区と東京商工会議所杉並支部、警視庁杉並警察署、高井戸警察署、荻窪警察署の間で「杉並区サイバーセキュリティに関する協定」を締結しました。

今後は相互に連携し、区所在の事業者に対してサイバーセキュリティに関する広報啓発活動や、セミナーの開催、サイバー犯罪被害認知時の情報発信活動などを実施する予定で、区はセミナー開催施設の提供や広報啓発などを行っていきます。

7月27日午前11時、杉並区役所にて協定締結式が開かれました。会場では、締結書への署名や意見交換などが行われ、田中良区長は「電子化が進み、あらゆる仕事はパソコン抜きでは考えられない。サイバー攻撃への対策を進めていくことが必要。」と話していました。



### 【問い合わせ先】

危機管理室危機管理対策課：03-3312-2111 内線1582